

## 福島県水道ビジョンの骨子の概要（現行ビジョンとの比較）

資料 2 - 1

今回策定ビジョン	現行ビジョン
<p><b>改正水道法（H30.12）の背景：</b>職員の減少、施設老朽化等に対応するため、<u>人材確保や施設更新等の基盤強化が必要</u></p>	<p><b>旧水道法の背景：</b><u>水道の拡張整備を前提としており、水道の計画的整備、水道事業の保護育成が必要</u></p>
<p><b>基本理念（県の水道の理想像）：</b>国が策定した『<u>新水道ビジョン</u>』に位置づけられている<u>安全・強靱・持続の観点から設定する</u></p>	<p><b>基本理念：</b>地域に即した水道整備、安全な水の安定的供給、持続する水道、利用者の理解と信頼の確保の4つ</p>
<p><b>圏域（7圏域8地域）：</b>水道が目指すべき方向性や取るべき施策は、<u>地域の特徴に合わせて検討することが効果的であるため、圏域の設定に当たっては、市町村間の結びつきの強い既存の7つの生活圏（会津、南会津、県北、県中、県南、相双（相馬地域、双葉地域）いわき）ベースとする</u></p>	<p><b>広域水道圏（4圏域）：</b>旧水道法上に位置づけられていた広域的水道整備計画策定の経緯（広域的水源の新規開発・活用）から会津、県北、県南、浜通りと設定</p>
<p><b>現状分析・課題の抽出：</b>安全・強靱・持続の観点から整理する。</p>	<p><b>水道整備の基本方針：</b>現状と課題、基本方針実現のために必要な事項・県の役割を以下の7つの視点から示している</p>
<p><b>基盤強化方策（災害対応、放射性物質モニタリングを含む）</b> ：理想像実現のための方策を、以下の4つを柱として記載する また、各圏域でどのような方策が効果的かを検討する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人材の確保・育成</li> <li>2 施設の健全性の維持</li> <li>3 健全で安定的な経営の確保</li> <li>4 水道利用者の理解の深化</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における安定した水供給システムの構築</li> <li>2 水道未普及地域の衛生確保</li> <li>3 水道の管理水準の向上</li> <li>4 地域水道ネットワークの形成</li> <li>5 水道水源環境の保全</li> <li>6 利用者とのパートナーシップの構築</li> <li>7 災害や事故に強い水道の構築</li> </ol>
<p><b>基盤強化方策実施に関する目標設定：</b>理想像の実現に向けた取組みを、計画期間中に<u>どの程度達成すべきかをわかりやすく示すため、下記について目標値を設定する</u></p> <p><b>安全：</b>水安全計画策定状況 <b>強靱：</b>危機管理マニュアル策定状況 <b>持続：</b>アセットマネジメント策定状況</p>	<p><b>水道整備の基本方針に関する数値目標：</b>設定せず</p>
<p><b>最近の大規模災害による水道施設被害状況：</b>東日本大震災の他、令和元年度の台風19号の被害も含めた状況を記載する</p>	<p><b>東日本大震災による被害状況の分析</b></p>

今回策定ビジョン



現行ビジョン

